

沙流川日高町富川地区水害タイムライン検討会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する『沙流川日高町富川地区水害タイムライン検討会』（以下「タイムライン検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 タイムライン検討会は、次の各号の事項について所掌とする。

- 2 タイムライン検討会参加機関を対象とした日高町富川地区における風水害に備えた『タイムライン（事前防災行動計画）』の検討。
- 3 その他必要な事項

(組織構成)

第3条 タイムライン検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 タイムライン検討会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 3 タイムライン検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 4 タイムライン検討会は、座長及び副座長を置くものとする。
- 5 座長は、会務を総括し、タイムライン検討会を代表する。
- 6 副座長は、座長が不在のとき、または事故があるとき、座長の職務を代理する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 タイムライン検討会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WG の設置にあたっては、WG の検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

(会議の招集等)

第5条 タイムライン検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

- 第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 2 会議において傍聴者等が会議の進行を妨げるような言動をした場合には、座長の判断により退席を命じることができる。
- 3 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、北海道開発局室蘭開発建設部ホームページに公開するものとする。

(検討会の任期)

- 第7条 任期は、タイムライン検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

- 第8条 事務局は別紙に掲げる機関で構成し、北海道開発局室蘭開発建設部治水課におく。
- 2 事務局は、会議の運営に関するその他事務を処理する。

(雑則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、タイムライン検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

【別紙】

沙流川日高町富川地区水害タイムライン検討会 組織

座長 松尾 一郎 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 客員教授
副座長 黒木 幹男 環境防災研究機構北海道 代表理事
アドバイザー 藤間 聰 室蘭工業大学名誉教授
アドバイザー 志田 昌之 日本気象予報士会北海道支部 副支部長

参加機関

組織	部署等
日高町	町長、副町長、総務課情報防災 G、総務課、住民課、子育て福祉課、保険年金課、健康増進課、農務課、経済観光課、建設課、管財建築課、教育委員会管理課、水・くらしサービスセンター、日高総合支所地域住民課
日高町自主防災組織連絡協議会	副会長
日高西部防災マスター協議会	副会長
日高消防団	消防団長
日高西部消防組合	消防本部、富川消防署
北海道警察 札幌方面門別警察署	警備係
門別国民健康保険病院	
日高町建設協会	
北海道電力株式会社	富川営業所
東日本電信電話株式会社	北海道災害対策室、苫小牧支店
北海道 日高振興局	地域創生部、保健環境部静内地域保健室
北海道 胆振総合振興局	室蘭建設管理部、門別出張所静内総合治水事務所
国土交通省北海道開発局 室蘭開発建設部	治水課、防災対策官、公物管理課、道路整備保全課、苫小牧河川事務所、二風谷ダム管理所、苫小牧道路事務所、日高道路事務所
気象庁 室蘭地方気象台	
林野庁北海道森林管理局 日高北部森林管理署	
陸上自衛隊第 7 師団	第 7 特科連隊第 3 特科大隊

事務局

室蘭開発建設部

室蘭地方気象台

日高町